

判決年月日	平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10063号		
○名称を「コークス炉炭化室の診断方法」とする発明に係る特許について、特許を受けようとする発明が明確でないとして、特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決を、明確性の判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 3 6 条 6 項 2 号

本件は、原告が、特許庁に対し、名称を「コークス炉炭化室の診断方法」とする発明（本願発明）について特許出願をしたところ、拒絶査定を受け、これに対して不服審判の請求をしたが不成立審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

本件審決の理由は、本願発明において、実測炉壁間距離の平準化変位線を求めるために行う「カーボン付着や欠損による炉壁表面の変位を均す」との記載は明確であるとはいえないから、特許請求の範囲の記載が特許法 3 6 条 6 項 2 号（明確性要件）に適合せず、同条項に規定する要件を満たしていないため、同法 4 9 条 4 号に該当し、拒絶をすべきものである、というものである。

本判決は、以下のとおり、本願発明の特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が明確であって、審決の明確性要件の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

(1) 「均す」という言葉自体は「たいらにする。高低やでこぼこのないようにする。」と、「平準」という言葉自体も「物価の均一をはかって、でこぼこのないようにすること。」と一般に理解されており、また、いずれの言葉も多数の特許請求の範囲の記載で使用されている技術用語であることは当事者間に争いが無いことを考慮すれば、本願発明における「平準化変位線」について、当業者は、実測炉壁間距離変位線に基づいて「カーボン付着や欠損による炉壁表面の変位」を「たいらにする。高低やでこぼこのないようにする。」ことによって求めるものであると認識し、かつ、本願発明が、こうして求めた平準化変位線と実測炉壁間距離変位線とによって囲まれた面積の総和をコークス製造毎に求め、上記面積の総和の変化に基づいて、炉壁状態の変遷を診断するものであることを理解することができるから、本願発明の「カーボン付着や欠損による炉壁表面の変位を均す」との記載の技術内容自体は明確である。

(2) 「カーボン付着や欠損による炉壁表面の変位を均す」ための具体的な方法、指標・指針・考え方を発明特定事項としていないからといって、本願発明が不明確となるものではない。発明の解決課題及びその解決手段、その他当業者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項（特許法施行規則 2 4 条の 2）は、特許法 3 6 条 4 項の実施可能要件の適合性において考慮されるべきものであって、発明の明確性要件の問題ではないと解される。